

## 株式会社ホリデー 人権推進体制

株式会社ホリデーは、人権を尊重する体制を「人権推進体制図」明確にし、人権尊重の取り組みを推進いたします。

派遣社員や嘱託社員を含む、当社で働く従業員の人権に関する取り組みと啓発は、統括本部が担っています。

尚、人権問題に関して、直接通報できる「人権問題相談窓口」を設置しています。法令違反、不正取引、差別、パワハラメントなど、人権リスクの発生を未然に防止することや、問題解決を促すことを目的としています。窓口に通報頂いた情報は、個人及び取引上の企業情報の保護を基準に管理します。

2024年1月 人権推進委員会 委員長

責任者	役割・権限
取締役会	<p>取締役会は、人権方針の策定、人権に関わる重要な投資判断等を討議・決定する。</p> <p>代表取締役社長は、取締役会の決定の承認を行い、人権問題に関わる説明責任を負う。</p>
人権推進委員会	<p>人権推進委員会は、人権侵害の防止や解決に向けた取り組みを行うための組織であり、人権侵害に関する相談や調査、啓発活動などを実行する。人権侵害に対する苦情や相談を受け付け、その解決に向けた調査や調停を行う。また、人権教育や啓発活動を行うことで、人権意識の向上を図る。ただし、人権推進委員会は、人権侵害に対する法的な裁判権限は保持していない。</p> <p>人権推進委員会委員長は、人権推進委員会の議長であり、人権侵害に関する相談、調査、啓蒙活動などを行う人権推進委員会の業務の統括を行う。</p>
人権問題相談窓口	<p>人権問題相談窓口は、人権侵害に関する相談や調査、啓発活動などを行うための窓口の業務を請け負う。人権侵害に対する苦情や相談を受け付け、その情報を人権推進委員会委員長に報告する。</p>
苦情対策運営会議	<p>人権推進委員会から選任されたメンバー及び委員長から指名された関係者で構成される。この構成員には、外部の人権に関する専門家、弁護士などが含まれ、受付けた相談・苦情を適切に解決及び救済するための調査、検討、調停を行う実行メンバー。また、申込者に対して負の利益を与えることが予測されるメンバーは選任されない。</p> <p>活動の状況を、委員長に報告する義務を負う。</p>

# 株式会社ホリデー 人権推進体制

